

介護保険住宅改修に関する Q&A

Q 1 住宅改修は誰でも利用できますか？

A 1 要支援・要介護認定を持っており、かつ、在宅の方が対象となります。事前申請時において要介護認定申請中や、病院・施設に入院・入所中の場合は、受領委任払はご利用いただけません。ただし、償還払については、ご利用いただける場合がありますので、事前に介護保険課までご相談下さい。

Q 2 住宅改修費の支給はいくらまで可能でしょうか？

A 2 住宅改修においては、支給限度額は20万円ですが、支給上限額は、被保険者の負担割合に応じて、18万円、16万円、14万円のいずれかになります。
例) 被保険者の負担割合1割、改修費用20万円、改修費用全額が対象となった場合
支給額→改修費用20万円－2万円(20万円の1割)＝18万円

Q 3 住宅改修は申請者(被保険者)の住所が高砂市内にないと申請できないのですか？

A 3 そのとおりです。申請日時点で高砂市内に住民票を置いている方が対象となります。

Q 4 改修に係る住宅の住所と申請者(被保険者)の住所は同じでないといけないのですか？

A 4 そのとおりです。申請者(被保険者)が現に居住している住宅を対象としており、住民票のある住宅が対象となります。

Q 5 月に数回施設から帰宅する場合の改修は対象となりますか？

A 5 住宅改修費支給制度は、在宅の方を対象とした介護サービスであり、この場合、入所者の生活拠点は施設となるため、対象にはなりません。

Q 6 住宅改修費の支給は何回でも受けられますか？

A 6 支給限度額が0円になるまで、その範囲内において、何回でも受ける事ができます。また、限度額が0円になった場合でも、次の特例に当てはまる場合は、支給限度額が20万円に戻り、再度0円になるまで支給を受けることができます。

～住宅改修費の支給可能額算定の例外に係る特例～（通称3段階リセット）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修着工日の要介護度を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給することができます。

（※詳細は下表参照）

初回の住宅改修工事着工時の要介護度	3段階リセットになる要介護度
要介護5	リセットなし
要介護4	
要介護3	
要介護2	要介護5
要支援2 又は 要介護1	要介護4 又は 要介護5
要支援1	要介護3 又は 要介護4 又は 要介護5

～住宅改修費の支給可能額算定の例外に係る特例～（転居の特例）～

転居した場合は、転居前に係る住宅改修費の支給状況に関わらず、転居後の住宅について、20万円まで支給することができます。

Q7 住宅改修の工事費用は、先に全額を支払わないといけないのですか？

A7 「償還払」方式を選択された方については、先に工事費用全額を施工業者に支払っていただき、後から保険給付で住宅改修の対象経費とされた額から自己負担分を差し引いた金額を申請者（被保険者）に支給しています。一方で「受領委任払」を選択された方については、工事費用のうち住宅改修の対象経費とされた額の自己負担分（1～3割）と対象外経費のみの支払いで済みます。（※残りの7～9割分については高砂市から施工業者に直接支給します。）

Q8 どのような工事内容でも住宅改修の対象となりますか？

A8 ①手すりの取り付け、②段差の解消、③滑り止め防止・移動円滑化のための床材変更、④引き戸等への扉の取り替え、⑤洋式便器等への便器の取り替え、⑥その他（①～⑤に係る付帯工事、要相談）のいずれかに当てはまる場合は対象となります。

Q9 住宅改修費が支給されるまでにどれくらいかかりますか？

A9 改修工事後の事後申請月の翌月末頃に支給します。（※申請内容に不備があった等の場合は、支給が遅れる可能性があります。）

- Q10 一つの住宅に夫と妻、2人の被保険者がおり、同じユニットバスの工事について、夫と妻でそれぞれ住宅改修費の支給申請は出来ますか？
- A10 各自がそれぞれの専用の居室にかかる住宅改修費の支給申請を行うことは可能ですが、共用の部屋（部分）について2人とも支給申請を行うことは出来ません。どちらか一方で住宅改修費の支給申請を行ってください。
- Q11 被保険者の住所地に住宅が2棟あり、片方は被保険者が、もう片方は被保険者の子供が居住しており、被保険者は入浴のみ子供宅のお風呂を使っています。被保険者宅に手すりをつけ、息子宅のお風呂にも手すり取付と浴槽交換をしたいのですが、両方の住宅について住宅改修費の支給申請はできますか？
- A11 介護保険住宅改修では「住所地の住宅のみ」を対象としており、このケースの場合、2棟とも被保険者の住所に存在しており、かつ、被保険者は両方の住宅において生活の拠点を置いているため、住宅改修の対象となります。
- Q12 家族が大工を営んでいます、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給対象となるのですか？
- A12 被保険者(対象者)が自ら住宅改修のため材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、部材の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、一般的には部材の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当です。詳細の取扱いについては、下記の表を参照してください。

対象者の家族が住宅改修／改造工事を行う場合の給付・助成の取扱い

同居か別居か	工事の主体／工事請負契約の相手方		
対象者と同居	<u>A</u> 大工を業としていない家族	<u>B</u> 家族(個人事業主の大工)	<u>C</u> 家族の所属する法人
対象者と別居	<u>D</u> 大工を業としていない家族	<u>E</u> 家族(個人事業主の大工)	<u>F</u> 家族の所属する法人

部材代＋工賃を給付・助成対象とするパターン：C, E, F
部材代のみ給付・助成対象とするパターン：A, B, D